

松本市森林再生市民会議運営委員会設置要綱

令和4年7月28日
松本市告示第365号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の森林が未来にあるべき姿や将来の方向性を示す松本市森林長期ビジョンを策定するため、松本市森林再生市民会議運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市森林長期ビジョンの策定に関すること。
- (2) 市民と森林との距離を縮めるためのイベント等の企画及び運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね10人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 林業関係者
- (2) 有識者
- (3) 公募者（市内に住所を有する者に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から松本市森林長期ビジョンが策定されるまでの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、イベント等の詳細事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境エネルギー部森林環境課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月28日から施行する。